

パブリックコメント手続実施要項

案 件 の 名 称	校区調整に関するパブリックコメント
パブリックコメント手続 実 施 の 目 的	校区調整について、広く市民の声を聴くため
実 施 部 局 名	箕面市通学区域審議会 (事務局:箕面市教育委員会 子ども未来創造局 教育政策室)
	(問い合わせ先) 箕面市教育委員会 子ども未来創造局 教育政策室 (電話:072-724-6762)
パブリックコメントの 対 象 と な る 資 料	校区調整に関するパブリックコメント
閲 覧 方 法 と 閲 覧 場 所	(1) 市ホームページ (http://www.city.minoh.lg.jp/edupolicy/kouku/public_com.html) (2) 子ども未来創造局 教育政策室(箕面市役所 別館3階) (3) 行政資料コーナー(箕面市役所 別館1階) (4) 箕面市役所豊川支所、止々呂美支所 (5) 総合保健福祉センター(みのおライブプラザ) ※(2)～(5)は、月曜日～金曜日の8時45分から17時15分まで
意 見 等 の 提 出 期 間	令和2年(2020年)5月7日から5月31日まで(郵便の場合は必着)
意 見 等 の 提 出 方 法	次のうちいずれかの方法で提出 (1) 閲覧場所の窓口への提出 (2) 郵便による送付 (〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 箕面市役所 教育政策室) (3) ファクシミリによる送付(072-724-6010) (4) 電子メールによる送付(edupolicypabu@maple.city.minoh.lg.jp) ※閲覧場所の窓口に意見書のひな形を用意(自由形式でも可) ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、出来る限り(2)～(4)の方法での意見提出にご協力ください。
	意 見 等 を 提 出 可 能 な 人 員
意 見 等 を 提 出 す る 際 の 必 要 記 載 事 項	(1) 意見を提出しようとする素案の名称 (2) 氏名及び住所(上記の「意見等を提出できるかた」のうち(2)～(5)に該当するかたにあつては名称及び所在地、(6)に該当する団体にあつては、団体名及び団体事務局所在地) 上記の「意見等を提出できるかた」のうち、該当する区分
提 出 さ れ た 意 見 等 及 び 考 え 方 の 公 表 方 法	「閲覧方法と閲覧場所」に記載の方法・場所で公表 (※意見提出者への個別回答はなし) 公表期間:令和2年(2020年)6月から7月頃
備 考	・新型コロナウイルスの感染拡大を受け、3月9日～4月10日、4月16日～30日まで実施した「校区調整に関するパブリックコメント」について再度パブリックコメントを実施するもの。